



就職や転勤、就学などで異動する方が多い年度末・年度初めに合わせて 市役所臨時土曜開庁を行います

開庁日 3月26日(土)・4月2日(土)午前8時30分～午後5時15分

通常の休日開庁課に加え、障がい福祉課・高齢者福祉課・水道課・学校教育課も開庁します。

通常の土曜開庁と業務時間延長は、P23をご覧ください。

開庁課(市外局番049)		おもな取扱い業務
市役所本庁舎1階	市民課 ☎252-7110 ☎252-7111	<ul style="list-style-type: none"> 住民異動の届出(転入、転出、転居など) 特別永住者証明書交付に関する手続き 戸籍に関する届出(出生、婚姻、離婚、死亡など) 印鑑登録 住民票、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書などの発行 マイナンバーカードの住所変更の手続き パスポートの交付(午前9時～午後4時30分) ※申請はできません。
	保険年金課 ☎252-7112 ☎252-7114	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、後期高齢者医療の届出(取得・喪失など) 後期高齢者医療保険料の納付・納付相談 国民年金の届出(加入、資格変更、免除申請など) 国民健康保険税に関する相談・申告の受付
	税務課 ☎252-7115 ☎252-7116 ☎252-7117	<ul style="list-style-type: none"> 課税証明書、非課税証明書、評価証明書、公課証明書などの発行 原付バイクなどの登録・廃車 市民税、固定資産税に関する相談
	収税課 ☎252-7118 ☎252-7119	<ul style="list-style-type: none"> 税の納付、納税相談、口座振替納付の申請受付(市税、国民健康保険税) 納税証明書の発行
	子育て支援課 ☎252-7104	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費、ひとり親家庭等医療費の申請受付 児童手当、児童扶養手当の申請受付
	保育課 ☎252-7105 ☎252-7136	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、放課後児童クラブなどの入退所の申請受付 保育料、放課後児童クラブ保護者負担金の納付・納付相談
	障がい福祉課 ☎252-7101 ☎252-7106	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付 ※療育手帳の申請は、後日面談が必要な場合があります。 自立支援医療(精神通院)、重度心身障害者医療費の申請受付
	高齢者福祉課 ☎252-7107 ☎252-7108	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の届出(取得・喪失など) 要介護認定の申請受付 介護保険料の納付・納付相談 高齢者向けサービスの申請受付・相談
	学校教育課 ☎☎623・626	<ul style="list-style-type: none"> 転入、転居に伴う学校関係の手続き(本庁舎1階の窓口で受け付けます) ※相談内容によっては、後日面談が必要な場合があります。
分館2階	水道課 ☎252-7123 ☎252-7124	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の納付 転入時の使用開始、転出時の使用中止の受付 ※受付場所：水道お客様センター

※詳しい業務内容は、市ホームページをご覧ください。

※ほかの市区町村などへの確認が必要な場合は、手続きができないことがあります。詳しくは事前にお問い合わせください。



市内映画館で 市のPR映像を放映

☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

市をより多くの方に知ってもらうため、映画上映前に放映する富士見市のPR映像を作成しました。

市内映画館で見ることができます。

期間 3月18日(金)~4月14日(木)

場所 TOHOシネマズららぽーと富士見

出演 インパルス 板倉俊之氏(富士見市PR大使)



仕事終わりに楽屋
に向かう板倉さん。
その身にいったい何
が起きたのか…。
ぜひ映画館でご覧
ください。



税の申告はお忘れなく ~申告期限は3月15日(火)~

☎ 税務課 ☎049-252-7116

市・県民税の申告は、3月16日(水)以降も税務課窓口または郵送で随時受け付けます。3月16日(水)以降に申告した場合、6月の当初納税通知書に申告書の内容が反映できず、納める回数(通常4回の納期限)が減少し、1回の納付額が多くなる場合があります。

また、国民健康保険税など市・県民税をもとに算定される各種保険料や手当などの計算に間に合わない、課税証明書などの発行が遅れるなどの場合がありますので、忘れずに申告をお願いします。

なお、所得税の確定申告については、川越税務署にお問い合わせください。

☎・申告先

市・県民税の申告

〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所税務課
☎049-252-7116

所得税の確定申告

〒350-8666 川越市並木452-2 川越税務署
☎049-235-9411



富士見市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(案)の パブリックコメント(市民意見提出手続)

☎ ICT推進課 ☎049-257-5873

市民の多様化するワークスタイルやライフスタイルに合わせたサービスの提供、積極的にデジタル技術を活用した業務の効率化と、誰もがデジタル技術やデータを活用できる地域社会に焦点を定め、令和7年度までを計画期間とする「富士見市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(案)」を作成しました。

この計画(案)について、パブリックコメントを行います。

パブリックコメント(市民意見提出手続)

募集期間 3月17日(木)まで

意見の提出方法 記入用紙に記入し、FAX、郵送または直接提出してください。市ホームページからも提出できます。

計画(案)の閲覧と記入用紙の配布 市ホームページ、市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、ICT推進課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館

意見提出先

郵送・持参：〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所ICT推進課

FAX：049-251-2761



【注意】

- 意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名での意見は受け付けません。
- いただいた意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- いただいた意見は、意見概要として要約することがあります。
- 計画(案)に直接関係しないものや賛否のみものは、公表結果から除くことがあります。

4月から年金手帳が廃止されます

☎ 保険年金課 ☎ 317
川越年金事務所 ☎ 049-242-2657

4月1日から年金手帳が廃止されるため、1日以降の新規交付は行いません。

4月1日以降に初めて年金制度に加入した方には、「基礎年金番号通知書」が交付されます。

基礎年金番号通知書には、基礎年金番号、氏名、生年月日、通知書の交付年月日が記載されています。確認し、大切に保管してください。

なお、現在年金手帳をお持ちの方は、今後も基礎年金番号を確認するための書類として年金手帳をご利用ください。

4月1日以降に年金手帳の紛失などがあった場合、手帳の再発行はできません。代わりに基礎年金番号通知書を交付します。



消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎ 049-252-7181
【相談日】 月～金曜 10:00～12:00、13:00～15:30

成年年齢が18歳になります ～契約は慎重に～

民法改正により、4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。18歳になると、アパートの賃貸契約やローンを組むことなどが、親の同意を得ずにできるようになります。

【契約は慎重にしましょう】

契約にはさまざまなルールがあり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、取り消しできる場合がありますが、成年年齢が引き下げられると、18歳になってから行った契約は、原則取り消すことができません。

【困ったら消費生活センターへ】

販売形態によってはクーリング・オフが適用できる場合や、事業者による不当な勧誘があった場合に契約を取り消しできる場合もありますので、消費生活センターへご相談ください。

公共下水道に関するお願い

☎ 下水道課 ☎ 049-257-8922

公共下水道が使用可能になった地域にお住まいの方は、排水設備工事の実施と下水道事業受益者負担金の納付をお願いします。

令和4年度に公共下水道が使用可能になる区域

勝瀬・水子・東大久保・上南畑・下南畑・南畑新田・鶴瀬東2丁目・鶴瀬西2丁目の各一部

※対象者には公共下水道供用開始通知を郵送します。

排水設備(水洗化)工事の実施について

公共下水道が使用可能になった区域の方は早めに市下水道指定工事店に依頼し、公共下水道への接続工事をしてください。

すでに公共下水道が使用できる区域の方で接続が済みでない場合は早急に接続工事をしてください。

市下水道指定工事店は市ホームページをご覧ください。



下水道事業受益者負担金の納付について

公共下水道の整備による生活環境の向上は、不特定多数の方が利用できる道路や公園と違い、整備の実施区域の方だけが利益を受けられます。

そこで、実施区域の方に、都市計画法や条例に基づく「受益者負担金」として建設費用を一部負担していただいています。

対象者には4月に申告書などを送付します。

令和4年度賦課対象地域

勝瀬・水子・東大久保・上南畑・下南畑・南畑新田・鶴瀬東2丁目・鶴瀬西2丁目・関沢1丁目の各一部

正しい下水道の使い方にご協力ください

下水道に油やごみを流すと、下水道管が詰まる原因となります。

また、雨水は公共下水道管(汚水管)には流さないでください。

台所は…

野菜くずやごはんの残り、天ぷら油などの食用廃油を流さないでください。



洗濯は…

洗剤はできるだけ天然のものを使い、多量に使わないでください。



飲食店は…

油脂阻集器をこまめに清掃してください。